

宮城県伝統的工芸品産業振興費補助金交付要綱

(目的)

第1 県は、伝統的工芸品産業の振興を図るため、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により伝統的工芸品として指定を受けた工芸品、宮城県伝統的工芸品振興対策要綱第2の規定により伝統的工芸品として指定を受けた工芸品又は市町村が地場産業として支援している工芸品を製造する者（以下「補助事業者」という。）が、単独又は共同で行う伝統的工芸品産業振興事業に要する経費について、当該補助事業者に対し、予算の範囲内において伝統的工芸品産業振興費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第2条第1項の規定により伝統的工芸品として指定を受けた工芸品に係る指定申出団体（以下「国指定申出団体」という。）の構成員
 - (2) 宮城県伝統的工芸品振興対策要綱第7の規定による登録事業者等（以下「県指定登録事業者」という。）
 - (3) 事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の団体であって、その構成員（行政庁が含まれる場合は、行政庁を除いた構成員）のうち次に定める者の占める割合が2分の1を超える団体
 - イ 「国指定申出団体」の構成員
 - ロ 「県指定登録事業者」
 - (4) 事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の団体であって、その構成員のうち次に定める者が1人以上参画している団体で、知事が特に認める団体
 - イ 「国指定申出団体」の構成員
 - ロ 「県指定登録事業者」
 - (5) 宮城県内において、次に定める要件で工芸品を製造する者及び事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の団体であって、その構成員のうち次に定める要件で工芸品等を製造する者が1人以上参画している団体で、知事が特に認めるもの。
 - イ 主として日常生活で使用される工芸品であること。
 - ロ 製造過程の主要部分が手作りであること。
 - ハ 概ね10年以上、同様の技術又は技法により製造されたものであること。
 - ニ 概ね10年以上、同様の原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- 2 補助金の交付対象となる経費は、別表に掲げる経費のうち知事が必要かつ適当と認められるものとし、その補助率は別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は別記様式第1号によるものとする。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のと

おりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業費積算明細書
- (4) 定款、寄附行為、規約等
- (5) 第2第1項(4)又は(5)に該当する者として申請する場合のみ申請者の概要
(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けるものとし、その添付書類は、第3を準用すること。ただし、経費区分ごとに配分された額の20%を超えない場合においては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号により知事に報告してその指示を受けること。

(遂行状況報告)

第5 規則第10条の規定による報告は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに様式第5号による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から30日以内又は交付決定の日に属する会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までとする。

3 前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを減額して報告しなければならない。

4 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業費内容明細書
- (4) 補助対象経費内訳書

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の処分及び管理)

第9 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の財産とする。

2 補助事業者は、前項の財産を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第9号を知事に

提出し、承認を受けなければならない。

- 3 知事は、前項の承認をした場合において、当該取得財産が耐用年数を経過している場合を除き、取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。
- 4 補助事業者は補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については別記様式第10号による取得財産等管理台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(成果報告)

- 第10 補助事業者は、補助事業の完了後において、知事から当該補助事業に係る成果等について報告を求められた場合は、知事が指定する様式により、知事に報告しなければならない。

(成果発表等)

- 第11 知事は、補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の成果等を公表することがある。

(帳簿等の整備)

- 第12 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

- 第13 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、1部とする。

(その他)

- 第14 この要綱に定めるもののほか、補助金交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年6月14日から施行し、平成18年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 宮城県伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付要綱（平成5年9月22日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月1日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年12月26日から施行し、平成24年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月30日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該

補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月19日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。